

事業譲渡か株式譲渡か

調剤薬局の譲渡の方法には、①事業譲渡と②株式譲渡の2つがあり、それぞれのメリット・デメリットを比較します。役員退職慰労金の税優遇の活用、株式譲渡税との税率差、買手による営業権償却による税効果、免税事業者などがポイントになります。※詳細は顧問税理士にご確認ください。

■ 概要比較

	事業譲渡	株式譲渡
譲渡対象	営業権＋薬在庫＋固定資産 →法人は残る	株式 →法人は残らない
譲渡価額	営業権＋薬在庫＋固定資産	営業権＋純資産価額
税金	① 営業権の譲渡により法人に益金が発生 ② 役員退職金の支払いにより損金が発生 →法人の税金を圧縮 ③ 役員退職金に対して個人に税金が発生するが優遇措置あり（役員退職金の支払可能額による）	・（譲渡価額－出資額）×20.315% →個人（株主）に発生 ・役員退職慰労金を組み合わせ最適化（後述）
メリット ・ デメリット	○メリット ・法人を残したい場合 ・譲渡価額や交渉が有利になる可能性 ○デメリット ・法人が不要の場合は会社清算が必要 ・税金が不利になるケースが多い ・譲渡手続きが煩雑（開設者変更必要）	○メリット ・法人を残したくない場合 ・税率が有利になるケースが多い ・譲渡手続きが容易（役員変更のみ） ○デメリット ・譲渡価額や交渉が不利になる可能性 →買主にとって、 <u>営業権償却の節税効果がない、過去の会社リスクを継承しなければいけない、買収金額が大きくなる等</u>

■ ケース比較

● 前提条件

売手・買手とも消費税免税事業者。純資産は現金のみ、株式取得費は 300 万円、営業権価格は税込総額。役員在任 30 年、功績倍率 3 倍。事業譲渡後は同年中に会社を清算し、月額報酬を 12 か月受給、社会保険料控除、扶養控除、清算費用、M&A 手数料等は除外。

	ケース 1	ケース 2	ケース 3
純資産	0 円	3,000 万円	1 億円
営業権	3,000 万円	3,000 万円	1 億円
月額報酬	100 万円	100 万円	200 万円
退職金上限	9,000 万円	9,000 万円	1 億 8,000 万円

● 個人手取り比較

		ケース 1	ケース 2	ケース 3
事業譲渡	最適退職金	2,700 万円	5,700 万円	1 億 8,000 万円
	退職金税額	139 万円	782 万円	4,126 万円
	清算分配	300 万円	300 万円	2,000 万円
	配当課税	0 万円	0 万円	755 万円
	個人手取り	約 2,861 万円	約 5,217 万円	約 1 億 5,118 万円
株式譲渡	最適退職金	2,700 万円	3,300 万円	3,300 万円
	退職金税額	139 万円	236 万円	236 万円
	株式代金	300 万円	2,700 万円	1 億 6,700 万円
	株式譲渡税	0 万円	488 万円	3,332 万円
	個人手取り	約 2,861 万円	約 5,276 万円	約 1 億 6,431 万円

● ポイント

事業譲渡では、ケース 1 は取得費相当 300 万円を残し退職金 2,700 万円とし、ケース 2・3 は清算配当が総合課税となるため退職金を厚くする。株式譲渡では、退職金の限界税率が 20.315%を超える 3,300 万までを退職金とする。なお、事業譲渡の場合、買手が課税事業者であれば仕入税額控除のメリットがあり消費税を理由として事業譲渡価格を追加で上乗せできる可能性がある。